

第五章

職務執行・武器使用

○刑法（抄）

〔明治四十年四月二十四日〕
〔法律第四十五号〕
最終改正 令和四年六月十七日法律第六七号
〔未施行〕

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル刑法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

刑法別冊ノ通之ヲ定ム

此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（明治四十一年勅令第一六三号で明治四十一年一月一日から施行）

明治十三年第三十六号布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

（別冊）

刑法

第一編 総則

第一章 通則（平七法九一・全改）

（すべての者の国外犯）

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一 削除

二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪

第五章 職務執行・武器使用（刑法）

三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪

四 第四百八十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

五 第五百四十四条（詔書偽造等）、第五百五十五条（公文書偽造等）、第五百五十七条（公正証書原本不実記載等）、第五百五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

六 第六十二条（有価証券偽造等）及び第六十三条（偽造有価証券行使等）の罪

七 第六十三條の二から第六十三條の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪

八 第六十四条から第六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六十四条第二項、第六十五条第二項及び第六十六条第二項の罪の未遂罪

（平七法九一・全改、平三法九七・二部改正）

（国民の国外犯）

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

一 第一百八条（現住建造物等放火）及び第一百九条第一項（非現住建造物等放火）の罪、これらの規定の例により処断すべき罪並

- びにこれらの罪の未遂罪
- 二 第一百九十九条（現任建造物等浸害）の罪
 - 三 第一百五十九条から第六十一条まで（私文書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等行使）及び前条第五号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に係る第六十一条の二の罪
 - 四 第六十六条（私印偽造及び不正使用等）の罪及び同条第二項の罪の未遂罪
 - 五 第七十六条から第八十一条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷）及び第八十条四條（重婚）の罪
 - 六 第九十八条（贈賄）の罪
 - 七 第九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪
 - 八 第二百四條（傷害）及び第二百五條（傷害致死）の罪
 - 九 第二百四條から第二十六條まで（業務上墮胎及び同致死傷、不同意墮胎、不同意墮胎致死傷）の罪
 - 十 第二十八條（保護責任者遺棄等）の罪及び同條の罪に係る第二百九條（遺棄等致死傷）の罪
 - 十一 第二百二十條（逮捕及び監禁）及び第二十一条（逮捕等致死傷）の罪
 - 十二 第二百四條から第二十八條まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移

- 送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪
 - 十三 第三十条（名誉毀損）の罪
 - 十四 第三十五条から第三十六条まで（窃盜、不動産侵奪、強盜）、第二百三十八條から第二百四十條まで（事後強盜、昏醉強盜、強盜致死傷）、第二百四十一条第一項及び第三項（強盜・強制性交等及び同致死）並びに第二百四十三條（未遂罪）の罪
 - 十五 第二百四十六條から第二百五十條まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪
 - 十六 第二百五十三條（業務上横領）の罪
 - 十七 第二五十六條第二項（盜品讓受け等）の罪
- （平七法九・全改、平一六法二五六・平一七法六六・平二九法六七・平二九法七二一部改正）
- （国民以外の者の国外犯）
- 第三条の二** この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。
- 一 第七十六条から第八十一条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷）の罪
 - 二 第九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪
 - 三 第二百四條（傷害）及び第二百五條（傷害致死）の罪
 - 四 第二百二十條（逮捕及び監禁）及び第二十一条（逮捕等致死傷）の罪

五 第二百二十四条から第二二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪

六 第二百三十六條（強盜）、第二百三十八條から第二百四十條まで（事後強盜、昏醉強盜、強盜致死傷）並びに第二百四十一條第一項及び第三項（強盜・強制性交等及び同致死）の罪並びにこれらの罪（同条第一項の罪を除く。）の未遂罪

（平一五法二二二・追加、平一六法一五六・平七法六六・平二九法七一
一部改正）

（公務員の国外犯）

第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本の公務員に適用する。

- 一 第一百一条（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪
- 二 第一百五十六条（虚偽公文書作成等）の罪
- 三 第九十三條（公務員職權濫用）、第九十五條第二項（特別公務員暴行陵虐）及び第九十七條から第九十九條の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄）の罪並びに第九十五條第二項の罪に係る第九十六條（特別公務員職權濫用等致死傷）の罪

（平七法九一・全改）

（条約による国外犯）

第四条の二 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律

第五章 職務執行・武器使用（刑法）

は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

（平七法九一・全改、平一五法二二二・一部改正）

第六章 刑の時効及び刑の消滅（平七法九一・全改）

（時効の中断）

第三十四条 懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することによつて中断する。

2 罰金、科料及び没収の時効は、執行行為をすることによつて中断する。

（平七法九一・全改、平三法二六・一部改正）

（刑の消滅）

第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。

2 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。

（平七法九一・全改）

第七章 犯罪の不成立及び刑の減免（平七法九一・全改）

（正当行為）

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

(平七法九一・全改)

(正当防衛)

第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(平七法九一・全改)

(緊急避難)

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによつて生じた害が避けようとした害の程度を超えなかつた場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

(平七法九一・全改)

第二十六章 殺人の罪 (平七法九一・全改)

(殺人)

第九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(平七法九一・全改、平一六法一五六・一部改正)

第二百条 削除 (平七法九一)

(予備)

第二百一条 第九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(平七法九一・全改)

(自殺関与及び同意殺人)

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

(平七法九一・全改)

(未遂罪)

第二百三条 第九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。

(平七法九一・全改)

第二十七章 傷害の罪 (平七法九一・全改)

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平七法九一・全改、平一六法一五六・一部改正)

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。

(平七法九一・全改、平一六法一五六・一部改正)

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢い

を助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（平七法九一・全改）

（同時傷害の特例）

第二百七条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくとも、共犯の例による。

（平七法九一・全改）

（暴行）

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（平七法九一・全改）

（凶器準備集合及び結集）

第二百八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

（平七法九一・全改、平二二法一三八・旧第二百八条の二繰下、平二五法

八六・旧第二百八条の三繰上）

第二十八章 過失傷害の罪（平七法九一・全改）

（過失傷害）

第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

（平七法九一・全改）

（過失致死）

第二百十条 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

（平七法九一・全改）

（業務上過失致死傷等）

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

（平七法九一・全改、平三法一三八・平一八法三三六・平一九法五四・平

二五法八六・一部改正）

○警察官職務執行法

昭和三十二年七月十二日
法律第百三十六号

改正 昭和二十九年 六月 八日法律第一六三号
平成十八年 六月 十三日同 第九四号
令和 四年 六月 一七日同 第六八号
(未施行)

警察官等職務執行法をここに公布する。

警察官職務執行法 (昭二九法一六三、改称)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、警察官が警察法(昭和二十九年法律第六十号)に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。

2 この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない。

(昭二九法一六三、一部改正)

(質問)

第二条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしてしていると疑うに足

りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知つてしていると認められる者を停止させて質問することができる。

2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3 前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4 警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる。

(昭二九法一六三、一部改正)

(保護)

第三条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して次の各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足る相当な理由のある者を発見したときは、取りあはず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。

一 精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある者

二 迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると認められる者（本人がこれを拒んだ場合を除く。）

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つかからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

3 第一項の規定による警察の保護は、二十四時間をこえてはならない。但し、引き続き保護することを承認する簡易裁判所（当該保護をした警察官の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所をいう。以下同じ。）の裁判官の許可状のある場合は、この限りでない。

4 前項但書の許可状は、警察官の請求に基き、裁判官において已むを得ない事情があると認められた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間は、通じて五日をこえてはならない。この許可状には已むを得ないと認められる事情を明記しなければならない。

5 警察官は、第一項の規定により警察で保護をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡の時日並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければならない。

（昭二九法一六三・平一八法九四・一部改正）

（避難等の措置）

第四条

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事務の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事務の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2 前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

（昭二九法一六三・一部改正）

（犯罪の予防及び制止）

第五条

警察官は、犯罪がまきに行われようとするのを認めたとときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合には、その行為

を制止することができる。

(昭二九法一六三・一部改正)

(立入)

第六条 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

2 興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。

3 警察官は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

4 警察官は、第一項又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならぬ。

(昭二九法一六三・一部改正)

(武器の使用)

第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要で

あると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条(正当防衛)若しくは同法第三十七条(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

二 逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

(昭二九法一六三・一部改正)

(他の法令による職権職務)

第八条 警察官は、この法律の規定によるの外、刑事訴訟その他に關する法令及び警察の規則による職権職務を遂行すべきものとす

る。

(昭二九法一六三・一部改正)

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則

(昭和二九年六月八日法律第一六三号)

抄

(施行期日)

1 この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法(昭和二十九年法律第六百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。)の施行の日から施行する。

(警察法の施行の日)昭和二十九年七月一日)

附 則

(平成一八年六月二三日法律第九四号)

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則

(令和四年六月一七日法律第六八号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

